

門真市発注の入札に係る質問・回答書

件 名 門真市営門真千石西町住宅第3期新築工事

	質 問	回 答
1	公共工事設計労務単価について、本案件は門真市の予定価格算出の上では「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」である旧労務単価を採用されていると考えて宜しいでしょうか。又、上記の通りであれば、契約後に「平成31年度3月から適用する公共工事設計労務単価」(国や大阪府は特例措置として協議することが出来る。とされている。)に基づいて請負代金の変更協議及び請求することが出来るのでしょうか。ご教示下さい。	公共工事設計労務単価については「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」を採用しています。 なお、契約後に労務単価の著しい変動があった場合は、変更協議及び請求することは可能です。

回 答	(e-mailアドレス) keiyaku@city.kadoma.osaka.jp
	門真市 総務部 総務課 契約グループ
	電話06(6902)5746(内線2216~2218)